

お知らせ

道路交通法一部改正により、令和 7 年 3 月 24 日（月）から「仮免許証試験料」及び「仮免許証交付料」が変更されることになりました。この改正に伴い、施行日以降に仮免許試験を受けられる方は、卒業精算時に差額分（下記参照）の支払いが必要になります。

教習生の皆様には、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

<仮免許証試験料>

1,700 円（現行） → 1,800 円（改正後）

<仮免許証交付料>

1,150 円（現行） → 1,100 円（改正後）

※合計額で差額 50 円の支払いになります。